2　補償金の供託を要しない法人に係る事項
著作権者不明等の場合における著作物の利用に際して支払う補償金の供託を要しない法人を定めることとした。（第七条の六関係）
3　授業目的公衆送信補償金に関する指定管理団体等に係る事項
㈠　授業目的公衆送信補償金に関する指定管理団体が共通目的事業のために支出すべき額の算出方法及び共通目的事業に関する意見聴取に係る事項を定めることとした。（第五七条の一及び第五七条の一二関係）
㈡　授業目的公衆送信補償金に関する指定管理団体の業務の実施に関し必要な事項を定めることとした。（第五七条の一〇及び第五七条の一三～第五七条の一五関係）
4　その他
㈠　文化庁長官が各種の指定行為を行った際の公表方法について、官報による告示からインターネットの利用その他の適切な方法による公表に改めることとした。（第一条の三第二項等関係）
㈡　環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二八年法律第一〇八号）の施行に伴う所要の改正を行うこととした。（第六六条関係）
5　施行期日等
㈠　視覚障害者等のための複製等が認められる者に関する経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）
㈡　送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等に関する経過措置を定めることとした。（附則第三項関係）
㈢　この政令は、一部の規定を除き、平成三一年一月一日から施行することとした。

◇畜産経営の安定に関する法律施行令及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三六一号）（農林水産省）

一　畜産経営の安定に関する法律施行令の一部改正関係
輸入に係る指定乳製品等の独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）への売渡しを要しない場合として、環太平洋パートナーシップ協定（以下「協定」という。）の規定により関税の譲許の便益の適用を受けて指定乳製品等を輸入する場合を追加することとした。（第一〇条関係）
二　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部改正関係
1　協定に基づく証明書を付して輸入される指定糖について、製品の試験又は開発に使用されたときに機構への売渡しの申込みに係る契約が解除される条件を当該申込みに付さなければならないものとして追加することとした。（第四条関係）
2　輸入加糖調製品の機構への売渡しを要しない場合として、協定の規定により関税の譲許の便益の適用を受けて輸入加糖調製品を輸入する場合を追加することとした。（第二四条の四関係）
三　施行期日
この政令は、協定が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三六二号）（厚生労働省）

1　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第四一条の三について、当該条文で定める国際約束に環太平洋パートナーシップ協定を追加することとした。（本則関係）
2　この政令は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。

◇年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三六三号）（厚生労働省）

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二四年法律第一〇二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三一年四月一日とすることとした。

◇年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（政令第三六四号）（厚生労働省）

1　老齢年金生活者支援給付金及び補足的老齢年金生活者支援給付金に関する事項
㈠　老齢年金生活者支援給付金の所得基準額は、七七万九、三〇〇円とし、補足的老齢年金生活者支援給付金の所得基準額（以下「補足的所得基準額」という。）は、八七万九、三〇〇円とすることとした。（第一条及び第六条関係）
㈡　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項及び第一〇条第一項に規定するその者及びその者と同一の世帯に属する者の所得の状況を勘案して政令で定める要件は、老齢基礎年金受給権者及び当該老齢基礎年金受給権者と同一の世帯に属する者が、その年の四月一日の属する年度分の地方税法に規定する市町村民税が課されていない者であることとした。（第二条関係）
㈢　法第二条第一項に規定する所得の範囲は、市町村民税についての地方税法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とし、その額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法に規定する合計所得金額から所得税法第三五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額とすることとした。（第三条及び第四条関係）
㈣　補足的老齢年金生活者支援給付金の額は、老齢基礎年金受給権者を老齢年金生活者支援給付金の受給資格者とみなして計算した法第三条第一号に規定する額に調整支給率（補足的所得基準額から老齢基礎年金受給権者の前年所得額を控除して得た額を補足的所得基準額から老齢年金生活者支援給付金の所得基準額を控除して得た額で除して得た率）を乗じて得た額とすることとした。（第七条関係）
2　障害年金生活者支援給付金及び遺族年金生活者支援給付金に関する事項
㈠　障害年金生活者支援給付金及び遺族年金生活者支援給付金の所得基準額は、法第一五条第一項に規定する扶養親族等がないときは、四六二万一、〇〇〇円とし、扶養親族等があるときは、四六二万一、〇〇〇円に当該扶養親族等一人につき三八万円等を加算した額とすることとした。（第八条関係）
㈡　法第一五条第一項及び第二〇条第一項に規定する所得の範囲は、道府県民税についての地方税法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とし、その額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税に係る地方税法に規定する総所得金額等の合計額とすることとした。（第九条及び第一〇条関係）
3　年金生活者支援給付金の認定の請求の特例
㈠　各年の七月分の老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当している者であってその認定を受けているものが、当該各年の八月分の補足的老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当する場合等は、当該各年の七月三一日においてその認定の請求があったものとみなすものとすることとした。（第一一条関係）
㈡　老齢基礎年金を受ける権利の裁定の請求をした者から法第五条第一項の規定による認定の請求があったとき（当該老齢基礎年金の受給権を有するに至った日から起算して三月以内に当該認定の請求があったときに限る。）は、当該老齢基礎年金の受給権を有するに至った日に当該認定の請求があったものとみなすものとすることとした。（第一二条関係）
4　雑則
㈠　未支払の年金生活者支援給付金を受けることができる者の順位は、死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族の順序とすることとした。（第五条関係）
㈡　法の規定により国民年金法に基づく処分とみなされた厚生労働大臣のした年金生活者支援給付金の支給に関する処分について、社会保険審査官及び社会保険審査会法の規定を適用する場合における読替えを定めることとした。（第一三条関係）
㈢　法第三七条に規定する年金生活者支援給付金受給資格者に対する年金たる給付であって政令で定めるものは、所得税法に規定する公的年金等とすることとした。（第一四条関係）